

議第1号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和8年3月19日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

(提案理由)

教育委員会事務局の組織改正に伴い、所要の規定整理を行うため。

<関連法令>

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

組織改正に伴い所要の改正を行うもの

2 改正の内容

(1) 係の廃止（第2条）

- ・ 学校安全課

岐阜地区・西濃地区地域担当生徒指導主事の各教育事務所への移管に伴う「地域支援係」の廃止

(2) 課の分掌事務の変更（第3条）

- ・ 教育総務課及び特別支援教育課

特別支援学校の在り方検討業務の特別支援教育課から教育総務課への移管に伴う分掌事務の変更

- ・ 特別支援教育課

その他所要の規定整理

(3) 課内室の係の新設（第3条の2）

- ・ 教育総務課福利厚生室

病休・休職者の健康相談や職場復帰支援プログラム等を実施する「健康支援係」の設置

3 施行日

令和8年4月1日

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表学校安全課の項中「、地域支援係」を削る。

第三条の表教育総務課の項第八号中「含む。」の下に「及び県立特別支援学校」を加え、同項中第二十三号を第二十四号とし、第十一号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中「県立高等学校」の下に「並びに県立特別支援学校の幼稚園及び高等部」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 県立特別支援学校の部、課程及び学科の設置及び廃止に関すること。

第三条の表特別支援教育課の項第一号中「設置、」及び「及び廃止」を削り、同項第二号中「、生徒指導」を削り、同項第七号中「県立特別支援学校の」の下に「幼児、」を加え、同項第八号中「幼稚園及び」を「幼稚園の入学者選考並びに」に改め、「入学定員並びに」を削り、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同項第十四号中「ある」の下に「幼児、」を加え、同号を同項第十三号とする。

第三条の第二項中「及び健康管理・公務災害係」を「、健康管理・公務災害係及び健康支援係」に改め、同条第二項中「前条の表教育総務課の項第十九号」を「前条の表教育総務課の項第二十号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）新旧対照表

（新）

目次 略

第一章 略

第二章 本庁

（課及び係の設置）

第二条 事務局の本庁（以下「本庁」という。）に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
学校安全課	管理調整係、学校安全係、生徒指導係、 教育相談係

（課の分掌事務）
第三条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課名	分掌事務
教育総務課	一から七まで 略 八 県立高等学校（県立中高一貫教育校を含む。）及び 県立特別支援学校の設置及び廃止に関すること。 九 略 十 県立特別支援学校の部、課程及び学科の設置及び廃 止に関すること。 十一 県立高等学校並びに県立特別支援学校の幼稚部及 び高等部の入学定員に関すること。 十二から二十四まで 略

（旧）

目次 略

第一章 略

第二章 本庁

（課及び係の設置）

第二条 事務局の本庁（以下「本庁」という。）に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
学校安全課	管理調整係、学校安全係、生徒指導係、地域支援 係、教育相談係

（課の分掌事務）
第三条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課名	分掌事務
教育総務課	一から七まで 略 八 県立高等学校（県立中高一貫教育校を含む。） の設置及び廃止に関すること。 九 略 十 県立高等学校 の入学定員に関すること。 十一から二十三まで 略

	<p>特別支援教育課</p> <p>一 県立特別支援学校の管理（教育活動並びに児童及び生徒に関するものに限る。）に関すること。</p> <p>二 県立特別支援学校の教育課程、学習指導及び進路指導の支援に関すること。</p> <p>三から六まで 略</p> <p>七 県立特別支援学校の幼児、児童及び生徒の入学、就学及び退学に関すること。</p> <p>八 県立特別支援学校の幼稚部の入学者選考並びに高等部の入学者選考及び入学者選考に関すること。</p> <p>九及び十 略</p> <p>十一及び十二 略</p> <p>十三 障害のある幼児、児童及び生徒に関する教育相談に関すること。</p>
--	--

（課内室の設置及び分掌事務）

第三条の二 教育総務課に本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として福利厚生室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に厚生係、健康管理・公務災害係及び健康支援係を置く。

2 前項に規定する福利厚生室の分掌事務は、前条の表教育総務課の項第二十号から第二十二号までに掲げる事務とする。

第四条から第九条の二まで 略

第三章から第五章まで 略

	<p>特別支援教育課</p> <p>一 県立特別支援学校の設置、管理（教育活動並びに児童及び生徒に関するものに限る。）及び廃止に関すること。</p> <p>二 県立特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導の支援に関すること。</p> <p>三から六まで 略</p> <p>七 県立特別支援学校の幼児、児童及び生徒の入学、就学及び退学に関すること。</p> <p>八 県立特別支援学校の幼稚部及び部の入学者選考並びに入学者選考に関すること。</p> <p>九及び十 略</p> <p>十一 県立特別支援学校の課程、学部及び学科の設置に関すること。</p> <p>十二及び十三 略</p> <p>十四 障害のある児童及び生徒に関する教育相談に関すること。</p>
--	--

（課内室の設置及び分掌事務）

第三条の二 教育総務課に本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として福利厚生室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に厚生係及び健康管理・公務災害係を置く。

2 前項に規定する福利厚生室の分掌事務は、前条の表教育総務課の項第十九号から第二十一号までに掲げる事務とする。

第四条から第九条の二まで 略

第三章から第五章まで 略

附
則
略



附
則
略